



霧野土組発第 79 号

令和 8 年 6 月 13 日

霧島市市議会議長 殿

陳情者

霧島市国分野口土地区画整理組合設立準備会

準備委員長 吉富 涼子

(連絡先)

鹿児島県霧島市国分

マルタ地所株式会社

代表取締役 戸田 賀夫

電話

国分野口地区Bエリア等の一般開発に伴う治水負担が A・C・Dエリア及び下流域に転嫁されないことを求める陳情書

【陳情の趣旨】

国分野口地区Bエリア(及び事業区域外Eエリア)における一般開発に伴い発生する雨水流出の増加について、隣接するA・C・Dエリア並びに下流域に治水上の負担及び被害が転嫁されることのないよう、霧島市市議会におかれまして、市当局及び開発許可権者である鹿児島県に対し、別記の各事項につき適切な対応を働きかけていただきたく、陳情いたします。

【陳情の理由】

当準備組合は、平成 20 年 11 月の設立以来 17 年余にわたり、国分野口地区約 20.20 ヘクタール(A・B・C・Dエリア)における組合施行の土地区画整理事業の実現に向けて活動を継続し、現在、公共用地に係る権利者を除く地権者約 163 名のうち 85 パーセントを超える同意を取得しているところございま

す。当該事業区域は、霧島市市都市計画マスタープラン(令和2年改定)において「市街化適正誘導区域」に位置づけられた区域でございます。

しかしながら、本年5月、Bエリア(約2.59ヘクタール、事業区域全体の約12.8パーセント)について農用地区域からの個別除外がなされ、今後、農地転用許可及び都市計画法第29条の開発許可の手続が進む見込みでございます。

当準備組合が特に懸念いたしますのは、Bエリアの一般開発に伴う雨水流出の増加が、農用地として保全されるA・C・Dエリア及びその下流域に対し、治水上の負担として偏在的に及ぶおそれがある点でございます。本事業区域は旧河川敷を含む地盤特性を有し、治水・排水対策が重要な課題であることは、市当局からも従前ご指摘を頂戴してきたところでございます。Bエリアの個別開発が、流域全体の一体的な治水計画を前提とした調整池機能等に依存する形で進められた場合、開発による受益はBエリア側に帰属する一方、治水上の負担はA・C・Dエリア及び下流の地権者に偏って及ぶという、受益と負担の不均衡を生じさせるおそれがございます。

都市計画法第33条第1項第3号は、開発許可の基準として、排水施設が「開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力」を備えることを求めています。Bエリアの開発が、自らの流出増分を自己完結的に処理する十分な能力の調整池・雨水流出抑制施設を備え、周辺農地に被害を生じさせないものであることは、同号の趣旨からも当然に確保されるべきものと考えるところでございます。

つきましては、地域の治水の安全と、長年にわたり農地を保全してきた多数の地権者の公平を確保する観点から、市議会におかれまして、下記事項につき格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

第一 Bエリア(及びEエリアを含む流域)の一般開発に伴う雨水流出の増加について、A・C・Dエリア及び下流域に治水上の負担・被害が転嫁されることのないよう、市当局より開発許可権者である鹿児島県に対し、都市計画法第33条第1項第3号及び同項第7号の趣旨に沿った厳正な審査を働きかけていただきたいこと。

第二 Bエリアの開発に係る防災調整池等が、Bエリア自らの開発に起因する

流出増分を自己完結的に処理する容量及び構造を備えるものであることを、市の土地利用協議及び法第 32 条協議の段階において確認・指導していただきたいこと。

第三 事業区域外Eエリアの開発を含む流域単位での累積的な雨水流出の影響について評価を行い、A・C・Dエリアの農地保全と整合する治水対策につき、市・県・土地改良区及び当準備組合による協議の場を設けるよう、市当局に働きかけていただきたいこと。

第四 当該区域に係る排水機施設の更新工事との関係において、受益地の一体性及び決済金等の費用負担の公平が損なわれることのないよう、特段のご配慮を求めていること。

以上

添付資料 1：当準備組合事業区域図

- 霧島市国分野口土地区画整理準備組合にて予定する区画整理事業エリア
- 霧島市役所本庁舎から500mライン

※本図の半径 500m 円は、霧島市役所本庁舎の中心点を起点として描画したものである。

